

障害者虐待事案の状況と対応について

本市における虐待の状況について

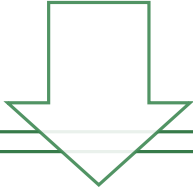
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
通報・届出件数	26件	30件	32件	45件	38件
認定件数	3件	6件	0件	3件	4件

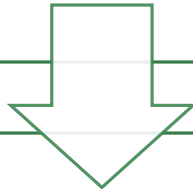
虐待者の内訳	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
養護者	3件	3件	0件	1件	0件
施設従事者	0件	3件	0件	2件	4件

事業所として気を付けること(事業所運営上)

基準省令(虐待の防止)

事業者は虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じなければならない。

- 
1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、開催結果について、従業員に周知徹底を図ること。
 2. 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
 3. 上記1. 2に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。



1～3の措置を講じないと・・・基本報酬の減算適用となります。

事業所として気を付けること(通報義務)

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)

この法律では、障害者に対して

1. 身の回りの世話や介助、金銭の管理などを行っている家族・親族・同居人(養護者)
2. 障害者福祉施設などの職員(障害者福祉施設従事者等)
3. 勤め先の経営者など(使用者)

が行う虐待行為を「障害者虐待」と定め、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した人は「速やかに、これを市町村(又は都道府県)に通報しなければならない」という義務を定めています。

通報・相談窓口⇒福山市障がい者虐待防止センター(福山市社会福祉協議会内) ☎ 084-928-1354

厚生労働省ホームページ アドレス

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/gyakutaiboushi/

障害者虐待事案を無くしていくためには

事業所の取組例

利用者の情報を従業員全員で共有すること(利用者の特性などを把握する)
⇒利用者の特性などを全従業員が把握することで、利用者及び従業員の負担軽減につながる。

管理職は障害者虐待が発生した際、利用者及び従業員それぞれから話を聞き判断する。

⇒一方の話だけで判断するのではなく、双方から話を聞いたり、目撃証言や客観的な情報(カメラ映像など)から虐待に当たるか判断すること。また、管理職は平時から利用者及び従業員の行動を記録しておくとなおよい。(通常の勤務状況を把握することで、特異事案発生時の判断材料となる)

障害者虐待の防止と対応の手引きについて

通知・関連資料等

通知・関連資料等

- ▶ [通知・Q&A・手引き・関連資料等](#)

障害者虐待の防止と対応の手引き

- ▶ [PDF](#) [【事務連絡】「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」及び「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」の一部改訂について【PDF形式】 \[674KB\]](#) 
- ▶ [PDF](#) [市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き（自治体向けマニュアル）（令和6年7月）【PDF形式】 \[5.0MB\]](#) 
- ▶ [PDF](#) [障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（施設・事業所従事者向けマニュアル）（令和6年7月）【PDF形式】 \[2.5MB\]](#) 
- ▶ [PDF](#) [【別冊】職場内虐待防止研修用冊子【PDF形式】](#) 